

# 令和元年 年末の交通安全県民運動実施要綱

## 1 目的

本運動は、年末に交通死亡事故や重大事故が多発する傾向があり、また飲酒する機会が増え、飲酒運転による重大事故の発生も考えられることから、県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を周知するとともに、関係機関・団体が広報、啓発、交通安全教育活動を展開することで、県民総ぐるみで年末の交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

## 2 期間

運動期間 令和元年12月1日（日）から12月31日（火）までの1か月間

## 3 運動の進め方

- (1) 推進機関・団体は、連携を密にして、交通の状況や地域の特性を踏まえた具体的な実施計画を定め、地域、職域、家庭が一体となり、それぞれが自主的に進める「県民総ぐるみ」の活動を展開します。
- (2) 推進機関・団体は、管内の機関・団体等に具体的な実施方を徹底するほか、新聞・テレビ・ラジオ等のマスメディア、広報紙（誌）、広報車、社内放送、インターネット等の各種広報媒体を活用して、広報・啓発を推進し、運動の周知を図ります。

## 4 運動の重点

- (1) 高齢ドライバーを含む高齢者と子どもの交通事故防止
- (2) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- (3) 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (4) 飲酒運転の根絶
- (5) 横断歩道利用者ファースト運動の推進
- (6) 「あおり運転」「ながら運転」の防止

## 5 運動の重点に対する実践事項

- (1) 高齢ドライバーを含む高齢者と子どもの交通事故防止
  - ア 通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における幼児・児童の安全確保
  - イ 安全に道路を通行することについての日常生活における保護者から幼児・児童への教育の促進
  - ウ 高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
  - エ 高齢歩行者の死亡事故の特徴等を踏まえた交通安全教育等の実施
  - オ 高齢ドライバーに対する加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの安全教育および広報活動の推進
  - カ 自動ブレーキおよびペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）の普及啓発
  - キ 運転免許証自主返納高齢者支援制度および自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による円滑な自主返納の促進

- ク 70歳以上の運転者に対する高齢者マーク（高齢運転者標識）の使用促進、高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
- ケ 高齢者の運転に関する家庭内での話合いの促進
- (2) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
  - ア 歩行者、自転車利用者に対する反射材用品等の着用の促進
  - イ 「自転車安全利用五則」を活用した交通ルール・マナーの周知徹底
  - ウ 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底
  - エ 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と、高齢者や中学・高校生等の自転車利用者に対するヘルメットの着用の促進
  - オ 自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知徹底
  - カ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入の促進
  - キ 夕暮れ時における自動車の前照灯早め点灯の励行
  - ク 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用の励行
  - ケ 子ども、高齢者、障がい者等に対する思いやりのある運転の促進
  - コ 運転中のスマートフォン等の操作等の禁止の徹底
- (3) 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
  - ア 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底
  - イ シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進
  - ウ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法およびハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底
  - エ シートベルト着用体験車等を活用した参加・体験・実践型交通安全教室の開催
- (4) 飲酒運転の根絶
  - ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
  - イ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底およびハンドルキーパー運動への参加促進
  - ウ 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転をさせない運転者教育の推進
  - エ 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施
- (5) 横断歩道利用者ファースト運動の推進
  - ア 横断歩道における歩行者優先の徹底
  - イ 2019年度滋賀県交通安全県民総ぐるみ運動実施要綱で定める「横断歩道利用者ファースト運動」の周知徹底
  - ウ 信号機のない横断歩道に付随する標識標示（特にダイヤモンドマーク）等の再認識と周知徹底
  - エ 横断歩道横断時における安全確認の周知徹底
  - オ 横断歩道横断時を含めた道路横断中の事故形態の周知、特に歩行者から見て左側から近づく車

両に対する安全確認の徹底

(6) 「あおり運転」「ながら運転」の防止

ア 「あおり運転」の悪質性・危険性を理解させるなど、「あおり運転」をさせない運転者教育の推進

イ 「あおり運転」を受けたときの対処方法の周知徹底

ウ 本年 12 月 1 日より道路交通法が改正され、携帯電話の使用にかかる罰則が強化されることから、「ながら運転」の危険性と罰則強化の周知徹底

## 6 運動の重点に対する呼びかけ事項

(1) 高齢ドライバーを含む高齢者と子どもの交通事故防止

○運転者は

- ・子どもや高齢者を見かけたら、徐行または一時停止するなど、その行動に十分注意して運転しましょう。
- ・思いやり、ゆずり合いの気持ちを持って運転しましょう。
- ・自分の運転特性を認識し、飛び出し等があるかもしれないという意識を持って防衛運転をしましょう。
- ・高齢者マークを表示している車に対して、無理な割り込み等をせず、思いやりを持った運転をしましょう。

○高齢ドライバーは

- ・車を運転するときは、高齢者マークを車の前後につけましょう。
- ・自身の運転を過信せず、道路状況にあわせた安全運転を心掛けましょう。

○家庭では

- ・子どもや高齢者が夕暮れ時や夜間に外出するときには、必ず反射材用品の活用や明るい色の服を着用させるようにしましょう。
- ・外出する子どもや高齢者に対し、身近に起きた交通事故等を例にして、安全な道路の横断方法、通行方法などについて「ひと声」かけましょう。
- ・夜間、不要不急な外出は避けるようにしましょう。
- ・家族みんなで「参加・体験・実践型の交通安全教室」に参加しましょう。
- ・運転免許証自主返納高齢者支援制度を理解し話し合うほか、会合や集会等の機会において、その周知に努めましょう。

○地域・職域などでは

- ・会合、集会等の機会に子どもや高齢者を守る交通安全行動を呼びかけましょう。
- ・交通危険箇所における安全点検や、危険箇所の情報共有のほか、子どもや高齢者の保護誘導活動を積極的に行いましょう。
- ・朝礼、会議等の機会において、車を使用する従業員等に対して交通法令の遵守と、子どもや高齢者を見かけた際の注意事項等を説明しましょう。
- ・自動ブレーキおよびペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカー

S（略称：サポカーS）の普及啓発をしましょう。

(2) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

○歩行者は

- ・夕暮れ時や夜間は、自動車からは見えにくいことを意識し、反射材用品の活用、明るい色の服を着用しましょう。

○自転車利用者は

- ・「自転車は車の仲間」であることを認識し、交通ルールを必ず守りましょう。
- ・「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、滋賀県では自転車の損害賠償責任保険等の加入が義務化されたため、条例の趣旨を理解し、必ず自転車保険に加入しましょう。
- ・自転車安全利用五則を守りましょう。

※自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
  - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
  - ・夜間はライトを点灯
  - ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用

【自転車が歩道を通行できる場合】

- ・道路標識、標示により通行できるとされている場合
  - ・幼児、児童（13歳未満）、70歳以上の者または車道通行に支障がある身体障がい者が運転する場合
  - ・道路工事等のため車道の左側端の通行が困難なとき
  - ・著しく自動車等の交通量が多く、車道幅が狭いため、追越しをしようとする自動車等との接触事故の危険がある場合
- ・矢羽根型路面表示は、自転車の通行位置と方向を明示し、自転車の安全な通行を促すものです。自転車は、矢羽根に沿って車道の左端を通行しましょう。
- ・「スマホや携帯電話を使いながらの運転」や「イヤホンやヘッドホンで音楽などを聴きながらの運転」のような「ながら運転」は絶対にやめましょう。

○自動車運転者は

- ・薄暗くなったら、早めに前照灯を点灯しましょう。
- ・前照灯は上向き（ハイビーム）が基本です。対向車や先行車両など、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは下向き、それ以外は上向きと、こまめに前照灯を切り替えて運転しましょう。
- ・夜間は自分に近い左側からの飛び出しには注意していますが、右側から横断してくる横断歩行者の発見が遅れがちになることから、前照灯をこまめに切り替える「ハイビーム切り替え運動」に努め、右側から現れる歩行者にも注意しましょう。

○地域・職域などでは

- ・夜間の事故の危険性や反射材の効果についての理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催しましょう。

(3) 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

○運転者は

- ・「車に乗れば必ずシートベルト・チャイルドシート」という着用習慣を身につけましょう。
- ・近距離の移動においても、必ずシートベルトを着用しましょう。
- ・子どもには体格に応じたチャイルドシートを正しく取り付け使用しましょう。

○家庭では

- ・車で出かける家族に、シートベルト、チャイルドシートの着用について「ひと声」かけましょう。
- ・多人数で乗車する時には、全ての座席でシートベルトの着用を徹底しましょう。

○地域・職域では

- ・シートベルトの必要性や効果についての周知を図るため「シートベルト着用体験車」などを活用する交通安全教室を積極的に開催しましょう。

(4) 飲酒運転の根絶

○運転者は

- ・飲酒運転は犯罪であることをよく認識して、少しでもお酒を口にしたら運転は絶対にやめましょう。
- ・お酒の出る会合には、車を運転して行かないようにしましょう。
- ・深酒や夜遅くまで飲酒した時など、二日酔いのおそれがあるときは、運転をしないようにしましょう。

○家庭では

- ・車を運転する家族には、お酒を勧めないようにしましょう。
- ・飲酒による運転への影響や、飲酒運転事故による生活への影響（罰金や民事訴訟など）について考えるほか、飲酒運転を「しない・させない」ために、家族でできることはなにか（お店への送迎など）について、家族で話し合しましょう。

○地域・職域などでは

- ・車を運転する人にはお酒を勧めないことを徹底しましょう。
- ・朝礼、会合等の機会に、飲酒運転の危険性や交通事故の悲惨さについて話し合しましょう。
- ・積極的に「ハンドルキーパー運動」に参加しましょう。

(5) 横断歩道利用者ファースト運動の推進

○運転者は

- ・「横断歩道は歩行者優先」であることを再認識し、特に信号機のない横断歩道を渡ろうとする歩行者を認めた場合、横断歩道の手前で必ず停止し、歩行者に道をゆずりましょう。
- ・信号機のない横断歩道の手前には、『横断歩道あり』の路面標示（ダイヤモンド）や道路標識が設置されています。これらが見えたら、歩行者の有無をしっかりと確認しましょう。

・運転者から見て、道路を右から左に横断する歩行者と衝突する事故形態が多いことから、特に右から道路を横断する歩行者に注意しましょう。

○歩行者は

・道路を横断するときは、必ず横断歩道を利用し、左右の安全確認と、車が停止してから横断を始めましょう。

・道路を渡り始めて右からの車に注意している間に、左から車が近づいている場合があります。道路を渡り始めてからも再度左右を確認し、渡り始めとは反対側（左側）の車に注意しましょう。

・横断歩道に接近する車両に対して可能な限り、手を挙げるなど横断する意思表示をしっかりとしましょう。

・道を譲ってくれたドライバーに対して可能な限り、お辞儀するなど感謝の意思表示をし、ドライバーと歩行者が気持ちよく道路を利用しましょう。

(6) 「あおり運転」「ながら運転」の防止

○運転者は

・「あおり運転」は、重大な交通事故につながる悪質・危険な行為です。

車を運転するときは、周りの車の動きなどに注意し、安全な速度での運転を心掛け、十分な車間距離を保つとともに、無理な進路変更や追越し等は絶対にやめましょう。

※いわゆる「あおり運転」等は、重大な交通事故に繋がる悪質・危険な行為です。

また、車間距離保持義務違反、進路変更禁止違反、急ブレーキ禁止違反等の道路交通法違反のほか、危険運転致死傷罪（妨害目的運転）や刑法の暴行罪に該当することがあります。

（警察庁HP参照）

・「ながら運転」は、周囲の危険を発見することができず、歩行者や他の車に衝突するなど、重大な交通事故につながり得る危険な行為ですので、絶対やめましょう。

・12月1日から道路交通法の一部改正により「ながら運転」が厳罰化される事態を重く受け止め、運転に集中しましょう。

○「あおり運転」をされたドライバーは

・サービスエリアやパーキングエリア等、交通事故に遭わない場所に避難し、ためらうことなく110番通報しましょう。

・警察にトラブルの状況等を正確に伝えましょう。

・相手が降りてくる場合があることから、ドアはしっかりロックしましょう。

・相手に脅されたり、挑発されても車外に出ないようにしましょう。